# 盛土規制法に係る届出の手引き

(区域指定の際に既に行われている工事の届出)

令和7年4月1日

札幌市都市局市街地整備部開発指導課

本手引に記載の法令等名は、次のとおり省略しています。

<凡例>

法 宅地造成及び特定盛土等規制法 (通称:盛土規制法)

(昭和 36 年法律第 191 号)

政令 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和37年政令第16号)

省令 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則(昭和37年建設省令第3号)

細則 札幌市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

(令和6年10月24日規制第46号)

手数料条例 札幌市証明等手数料条例(昭和21年8月8日条例第15号)

土砂災害防止法 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

## 目次

| 1 | 市内の規制区域の指定状況について(法第10条、法第26条) | . 1 |
|---|-------------------------------|-----|
| 2 | 区域指定日に施行中の盛土等に関する工事の届出書作成要領   | 2   |
| 3 | 宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の届出書   | 8   |
| 4 | 土石の堆積に関する工事の留意点               | 8   |

## 1 市内の規制区域の指定状況について(法第10条、法第26条)

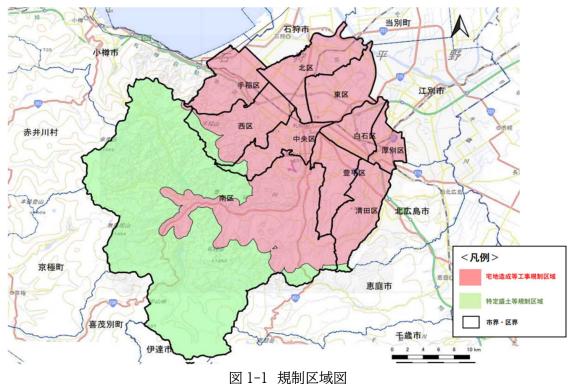
札幌市では、昭和 40 年 5 月 19 日に旧宅地造成等規制法に基づく、最初の宅地造成工事規制区域が指定され、その後3回に渡り区域が拡大し、丘陵地帯の 28,859ha が「宅地造成工事規制区域」に指定されていました。

令和5年5月26日に宅地造成等規制法を改正した盛土規制法が施行され、法施行から2年の経過措置 期間内に新たな規制区域を指定することが義務付けられたため、札幌市では令和7年4月1日に「宅地造成等 工事規制区域」及び「特定盛土等規制区域」を指定しました。新たな規制区域では、市街化区域及び市街化調 整区域は全て「宅地造成等工事規制区域」に指定しています。

表 1-1 市内の規制区域の指定状況

| 告示日             | 宅地造成工事規制<br>区域面積(ha)(注 1) | 特定盛土等規制<br>区域面積(ha) | 備考                    |
|-----------------|---------------------------|---------------------|-----------------------|
| 昭和40年5月19日      | 10,184                    | _                   | 当初区域                  |
| 昭和 41 年 3 月 5 日 | 13,074                    | _                   | 第1回区域変更(面積 2,890ha 増) |
| 昭和42年10月4日      | 20,181                    | _                   | 第2回区域変更(面積 7,107ha 増) |
| 昭和48年6月7日       | 28,859                    | _                   | 第3回区域変更(面積 8,678ha 増) |
| 令和7年4月1日        | 62 451                    | 10.675              | 盛土規制法の施行により新たに規制      |
| 告示·指定           | 62,451                    | 49,675              | 区域を指定                 |

(注1)区域指定日(令和7年4月1日)後は、「宅地造成等工事規制区域」に置き換えます。



※<u>区域の詳細は、以下の媒体から確認できます。</u>区域に関するご不明な点等あればご相談ください。 本市 HP:https://www.city.sapporo.jp/toshi/takuchi/kisei/kisei.html#content\_top2 札幌市都市計画情報等閲覧システム:札幌市役所本庁舎 2F(管理課)又は 5F(都市計画課)にあり、 区域の閲覧(無料)や印刷(有料)も可能です。

なお、札幌市地図情報サービスについても、準備が整い次第公開予定です。

## 2 区域指定日に施行中の盛土等に関する工事の届出書作成要領

規制区域の指定(令和 7 年 4 月 1 日)の際に<u>施工中</u>であり、表 2-1 に示す対象規模を超える宅地造成等に関する工事は、法第 21 条第 1 項又は第 40 条第 1 項に基づき、当該工事の工事主がその<u>指定日から 21</u>日以内(令和 7 年 4 月 22 日まで)に届出する必要があります。

ただし、旧宅地造成工事規制区域内において、区域指定前に都市計画法に基づく開発許可及び宅地造成 等規制法の許可を受けたものは除きます。

## ア 届出を要する工事の対象規模

宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の届出を要する対象規模などは表 2-1 及び表 2-2 のとおりです。

表 2-1 宅地造成及び特定盛土等に関する工事の届出を要する工事

| 対象規模                            | 提出書類               | 提出期日    |
|---------------------------------|--------------------|---------|
| ◎ 盛土で、当該盛土をした土地の部分に高さが lm を超え   | ·届出書(様式第 15)       | 区域指定日から |
| る崖を生ずるもの                        | ·添付書類 <sup>※</sup> | 21 日以内  |
| ② 切土で、当該切土をした土地の部分に高さが2mを超え     |                    |         |
| る崖を生ずるもの                        |                    |         |
| ③ 盛土と切土を同時に行う場合、当該盛土及び切土をした     |                    |         |
| 土地の部分に高さが 2m を超える崖を生ずるもの(①、②    |                    |         |
| を除く)                            |                    |         |
| ④ ①及び③に該当しない盛土で、高さが 2mを超えるもの    |                    |         |
| ⑤ ①~④に該当しない盛土又は切土で、当該盛土又は切      |                    |         |
| 土をする土地の面積が 500 ㎡ (原地盤から 30cm 以内 |                    |         |
| の造成高の範囲は除く)を超えるもの               |                    |         |
| ● 盛土で、当該盛土をした土地の部分に高さが2mを超え     | ·届出書(様式第 15)       |         |
| る崖を生ずるもの                        | ·位置図               |         |
| ② 切土で、当該切土をした土地の部分に高さが5mを超え     | ・地形図               |         |
| る崖を生ずるもの                        | ・土地の平面図            |         |
| ❸ 盛土と切土を同時に行う場合、当該盛土及び切土をした     | ・工事をしている土地         |         |
| 土地の部分に高さが 5m を超える崖を生ずるもの(❶、❷    | 付近の状況を明らかに         |         |
| を除く)                            | する写真               |         |
| ④ ●及び❸に該当しない盛土で、高さが 5mを超えるもの    |                    |         |
| ● ●~●に該当しない盛土又は切土で、当該盛土又は切      |                    |         |
| 土をする土地の面積が 3,000 ㎡(原地盤から 30cm 以 |                    |         |
| 内の造成高の範囲も <u>含む</u> )を超えるもの     |                    |         |

※本市では、①~⑤の工事において、届出書のほかに添付書類(位置図、地形図、土地の平面図、工事をしている土地付近の状況を明らかにする写真)の提出をお願いしております。 ●~⑤の工事においては、これらの添付書類も必須となります。

表 2-2 土石の堆積に関する工事の届出を要する工事

| 対象規模                              | 提出書類               | 提出期日    |
|-----------------------------------|--------------------|---------|
| ⑥ 高さが2mを超える土石の堆積であって、面積が          | ·届出書(様式第 16)       | 区域指定日から |
| 300 ㎡を超えるもの                       | ·添付書類 <sup>※</sup> | 21 日以内  |
| ⑦ ⑥に該当しない土石の堆積であって、当該土石の          |                    |         |
| 堆積を行う土地の面積が 500 ㎡(原地盤から           |                    |         |
| 30cm 以内の堆積高の範囲は除く)を超えるもの          |                    |         |
| ⑥ 高さが 5mを超える土石の堆積であって、面積が         | ·届出書(様式第 16)       |         |
| 1,500 ㎡を超えるもの                     | ·位置図               |         |
| ⑦ ⑥に該当しない土石の堆積であって、当該土石の          | ・地形図               |         |
| 堆積を行う土地の面積が 3,000 ㎡(原地盤から         | ・土地の平面図            |         |
| 30cm 以内の堆積高の範囲も <u>含む</u> )を超えるもの | ・工事をしている土地付近の状     |         |
|                                   | 況を明らかにする写真         |         |

※本市では、⑥、⑦の工事において、届出書のほかに添付書類(位置図、地形図、土地の平面図、工事をしている土地付近の状況を明らかにする写真)の提出をお願いしております。 ⑥、⑦の工事においては、これらの添付書類も必須となります。

## ◆届出標識の掲示について

工事の期間中は当該工事現場の見やすい場所に「宅地造成及び特定盛土等規制法に関する工事の標識 (参考様式12)」の掲示をお願いします。

#### ◆届出内容の変更について

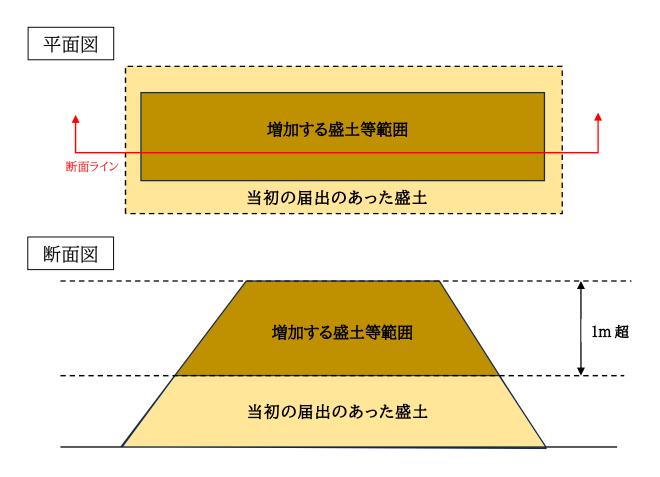
宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の届出内容から、工事の計画を変更しようとするときは変更に関する届出は不要です。

ただし、変更する内容が既に届出をした規模(盛土、切土又は土石の堆積による高さ又は面積)を超える工事を行うときは、**増える範囲の規模が**許可対象規模(宅地造成等工事規制区域:①~⑦、特盛盛土等規制区域:①~⑦)を超える場合に**許可申請が必要になります**のでご注意ください。

※許可申請に関する手続き等は、「宅地造成及び特定盛土等規制法の規定に基づく許可申請の手引き」を ご覧ください。

#### <イメージ図>

- 例 1 届出をした規模から、新たな盛土によって高さ lm を超える崖が生じる場合(①に該当)
  - ➡宅地造成等工事規制区域内の場合、届出をした盛土等範囲から新たに増える範囲の規模が許可対象規模を超えるため、許可申請が必要になります。

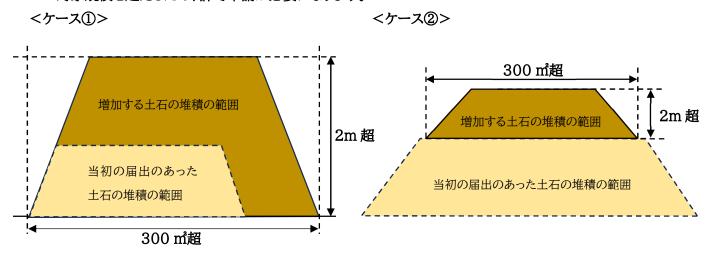


例 2 届出をした規模から、盛土等の面積が新たに 500 ㎡増える場合(⑤に該当)

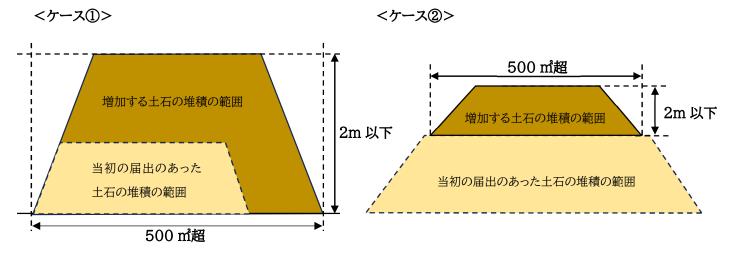
➡宅地造成等工事規制区域内の場合、届出をした盛土等範囲から新たに増える範囲の規模が許可対象規模を超えるため、許可申請が必要になります。

当初の届出のあった 盛土等範囲(500 ㎡超)

- 例3 届出をした規模から、土石の堆積の高さが2mを超える、かつ面積が300 ㎡増える場合(⑥に該当)
  - ➡宅地造成等工事規制区域内の場合、届出をした土石の堆積の範囲から新たに増える範囲の規模が許可 対象規模を超えるため、許可申請が必要になります。



- 例 4 届出をした規模から、土石の堆積の面積が 500 ㎡増える場合(⑦に該当)
  - ➡宅地造成等工事規制区域内の場合、届出をした土石の堆積の範囲から新たに増える範囲の規模が許可 対象規模を超えるため、許可申請が必要になります。



## イ 届出に必要な書類等

宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の届出に必要な書類等は表 2-3 及び表 2-4 のとおりです。

表 2-3 届出に必要な書類

| 書類の種類       | 内容等                  | 備考                         |
|-------------|----------------------|----------------------------|
| <b>尼山</b> 畫 | 工事主、工事の概要等を記載        | ·宅地造成、特定盛土等:様式第 15         |
| 届出書         |                      | ・土石の堆積:様式第 16              |
|             | 盛土、切土又は土石の堆積を行っている土地 | 表 2-1 及び表 2-2 における 🛈 ~ 🕡 の |
| 届出地及びそ      | 及びその付近の状況を明らかにする写真   | 工事においては必須になります。            |
| の周辺の写真      |                      | ◎~◎に該当する工事においては、可          |
|             |                      | 能な限り提出をお願いしております。          |

## 表 2-4 届出に必要な図面

| 図番の    | 明示すべき事項   |                        |                                   | 要否             |       |
|--------|---|------------------------|-----------------------------------|----------------|-------|
| 図面の 名称 | 内容  | 縮尺                     | 備考                                | 宅地造成、<br>特定盛土等 | 土石の堆積 |
| 位置図    | ・ おける ・ 方位  | 1/10,000<br>以上         |                                   | 0*             | 0*    |
| 地形図    | <ul><li>・道路及び目標となる地物</li><li>・縮尺</li><li>・方位</li><li>・土地の境界線</li></ul>                            | 1/2,500<br>以上          | ・工事着手時点<br>のものとするこ<br>と。          | O*             | O*    |
| 土地の    | ・縮尺 ・方位 ・土地の境界線並びに盛土(薄赤色で着色)又は切土(薄黄色で着色)をする土地の部分 ・崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置 | 1/2,500<br>以上          | ・植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。 | O*             | _     |
| 平面図    | ・縮尺 ・方位 ・土地の境界線 ・勾配が 1/10 を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置(作業構台等の設置)を講ずる位置及び当該措置の内容                  | 1/2 <b>,</b> 500<br>以上 |                                   | _              | O*    |

| ・空地の位置、柵その他これに類 |  |  |
|-----------------|--|--|
| するものを設置する位置、雨水そ |  |  |
| の他の地表水を有効に排除する  |  |  |
| 措置(側溝等の設置)を講ずる位 |  |  |
| 置及び当該措置の内容      |  |  |
| ・堆積した土石の崩壊に伴う土砂 |  |  |
| の流出を防止する措置を講ずる位 |  |  |
| 置及び当該措置の内容      |  |  |

#### 3 宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の届出書

- ①「工事施行者住所氏名」
  - ・工事の請負人または請負契約によらないで、自らその工事を施行する者を記載して下さい。
- ②「工事をしている土地の所在地及び地番(代表地点の緯度経度)」
  - ・工事をしている土地について、地番までそのすべてを記載して下さい。
  - ・代表地点の緯度経度は申請地の中心地点を基本とし、位置を正確に表すため、秒については小数第二位を四捨五入し、小数第一位までを記載して下さい。

なお、緯度経度は「札幌市地図情報サービス」を用い、代表地を住所検索することで確認することができます。

札幌市地図情報サービス:https://www.city.sapporo.jp/johoo/it/web gis/web gis.html

- ③「工事をしている土地の面積」
  - ・届出に関連のある土地の総面積を記載してください。
- ④ 「盛土のタイプ」
  - ・盛土のタイプは次の分類から選択して下さい。(複数選択可)
  - (1) 平地盛土:勾配 1/10 以下の平坦地において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの
  - (2) 腹付け盛土: 勾配 1/10 超の傾斜地盤上において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの
  - (3) 谷埋め盛土:谷や沢を埋め立てて行う盛土
- ⑤「盛土又は切土の高さ」
  - ・盛土、切土又は盛土と切土を同時に行う場合に該当する最大高さを記載して下さい。最大高さは、現況地盤面と造成後の地盤面の差が最も大きくなる箇所を記入して下さい。
- ⑥「盛土又は切土をする土地の面積」又は「土石の堆積を行う土地の面積」
  - ・盛土、切土又は土石の堆積をする土地の面積の合計となります。
- ⑦「工事の進捗状況」

工程表などの工事完了までの工程が分かる書類を添付して下さい。

#### 4 土石の堆積に関する工事の留意点

当初届出の計画と比べて、土量、面積等が新規の許可が必要と許可権者が判断する場合は、法に基づく許可を受けなければなりません。

※届出内容と現地に相違がある場合や災害防止のため必要な場合は、是正措置を命令することがあります。

## 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書 〇〇〇〇年 〇〇月 〇〇日 札幌市長 ☆☆☆☆ 住 所 札幌市●●区●●● 工事主 氏 名 株式会社●●●● 代表取締役 札幌太郎 第21条第1項 宅地造成及び特定盛土等規制法 の規定により、下記の工事に 第40条第1項 ついて届け出ます。 記 札幌市中央区●●●●● 1 工事施行者住所氏名 株式会社●●●● 代表取締役 札幌太郎 Tel 000-000 工事をしている土地の所在地 札幌市南区◆◆◆条◆◆丁目◊◊-◊ (緯度: ○○度 ○○分 ○.○秒、 2 及び地番 (代表地点の緯度経度) 経度: ○○○度 ○分 ○○.○秒) 300.00 平方メートル 3 工事をしている土地の面積 (平地盛土・)腹付け盛土 4 盛土のタイプ ・谷埋め盛土 盛土最大高さ:2.50 切土最大高さ:3.00 5 盛土又は切土の高さ 盛土及び切土最大高さ:4.00 メートル 6 盛土又は切土をする土地の面 138.平方メートル 積 盛土 38.00 立法メートル 7 盛土又は切土の土量 15.50 立法メートル 切土

#### 「注意

8 工事着手年月日

9 工事完了予定年月日

10 工事の進捗状況

1 工事主又は 1 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

別紙のとおり

〇〇〇〇年

000年

OOB

OOH

〇〇月

〇〇月

- 2 2 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
- 3 4 欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください(複数選択可)。

| しての単純と思わるですのロルキ |   |  |  |  |  |
|-----------------|---|--|--|--|--|
| 工/日             | る<br>「の堆積に関する工事の届出書                         |  |  |  |  |
|                 | ○○○○年 ○○月 ○○日                               |  |  |  |  |
| 札幌市長 ☆☆☆☆ 殿     |   |  |  |  |  |
|                 | 住 所 札幌市●●区●●●                               |  |  |  |  |
|                 | 工事主 氏 名 株式会社●●●●                            |  |  |  |  |
|                 | 代表取締役 札幌太郎                                  |  |  |  |  |
|                 | 第21条第1項                                     |  |  |  |  |
| 宅地造成及び特定盛土等規制法  | 第 21 条第 1 項<br>の規定により、下記の工事に<br>第 40 条第 1 項 |  |  |  |  |
| ついて届け出ます。       | 記   |  |  |  |  |
|                 | н   |  |  |  |  |
|                 | 札幌市中央区●●●●●                                 |  |  |  |  |
| 1 工事施行者住所氏名     | 株式会社●●●● 代表取締役 札幌太郎                         |  |  |  |  |
|                 | Tel 000-000                                 |  |  |  |  |
| 工事をしている土地の所在地   | 札幌市南区◆◆◆条◆◆丁目◇◇-◇                           |  |  |  |  |
| 2 及び地番          | (緯度: ○○度 ○○分 ○.○秒、                          |  |  |  |  |
| (代表地点の緯度経度)     | 経度: ○○○度 ○分 ○○.○秒)                          |  |  |  |  |
| 3 工事をしている土地の面積  | 5000.00 平方メートル                              |  |  |  |  |
| 4 土石の堆積の最大堆積高さ  | 3.50 メートル                                   |  |  |  |  |
| 5 土石の堆積を行う土地の面積 | 2500.00 平方メートル                              |  |  |  |  |
| 6 土石の堆積の最大土石量   | 2900.00 立法メートル                              |  |  |  |  |
| 7 工事着手年月日       | ○○○○年 ○○月 ○○日                               |  |  |  |  |
| 8 工事完了予定年月日     | ○○○○年 ○○月 ○○日                               |  |  |  |  |
| 9 工事の進捗状況       | 別紙のとおり                                      |  |  |  |  |

## [注意]

- 1 工事主又は 1 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。

## 札幌市都市局開発指導課

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

電話番号 011-211-2512

FAX 011-218-5176

メールアドレス takuchi@city.sapporo.jp